

令和2年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第1号）

1 令和2年9月8日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
----	---------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	竹 下 良 二
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより令和2年第3回大崎上島町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において渡辺年範議員、道林清隆議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は9日間に決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条の第9項の規定により、令和2年工事監査結果報告書と、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年5月から令和2年7月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、上青木 至議員の発言を許します。

上青木 至議員、どうぞ発言をお願いします。

○11番（上青木 至君） おはようございます。

今日は4件ほど質問させていただきます。

まず最初に、大崎上島町内の県道拡幅についてということで町長並びに建設課長にお伺いしたいと思います。

現在、大崎上島町内の県道拡幅について、議会で何度も取り上げられております。現

在、大田地区は改善し、沖浦地区では改良工事が進んでおります。今年度さらに大田地区の改良が進む予定であります。しかし、いまだに狭隘なところが多くあり、交通に支障があり、また交通安全上に不安があります。県の取組や町の取組について、いつも努力しておりますとしか回答がありません。所によっては二十数年も経過していますが、県や町の具体的な取組として改善時期をお知らせください。

場所は、東野地区古江、2つ目、東野地区矢弓、3つ目、木江地区旧小学校、4番目としまして木江明石地区、これは郵便局の前でございます。

以上、質問いたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

本町の県道については、島内を循環し、9町間を連絡するとともに、物流や観光振興等においても重要な役割を担っている幹線道路であると認識しております。道路管理者である広島県に確認したところ、道路整備計画に基づき、選択と集中を図りながら計画的に整備を推進しているとの回答がありました。

質問にありました県道大崎上島循環線古江地区における道路改良事業は、平成6年から用地買収を開始し、残り1件となりましたが、事業関係者の反対が強固で、買収は困難な状況です。問題解決には事業認定が必要となりますが、交通量の少ない道路の拡幅事業であり、広島県全体の中で評価されるため、公共性及び緊急性が低いと判断され、拡幅は困難な状況であり、完成時期については未定です。

次に、矢弓地区の交通安全事業については、県に対し歩道設置要望を行い、現在計画ルートを検討を行っています。今後は、完成できるよう県と協力して事業推進してまいります。

次に、木江地区旧木江小学校地区では、道路が狭く離合が困難な中央橋西交差点からトンネルに向けて用地取得を完了した箇所から随時本工事に着手しており、今年度は用地取得を行っています。

次に、木江明石地区の道路改良事業では、約150メートルの未改良区間において用地交渉を行っており、現在8割の用地取得が完了している状況となっております。そして、これら狭隘箇所につきましては、地元地権者等の情報収集に努め、地元地権者等の協力体制が整ったところから引き続き県と連携して島内の県道整備事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 大変計画性のあるような答弁をいただきましたけれども、これ、課長、大体でいいですけども、いつ頃見込みとして思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 相手が民有地の地権者があるものについては、先ほども申しましたとおり先行きが見えない、未定でございます。矢弓地区については、今年度から事業を開始しておりますので、関係者の協力を得られるよう最大限努力をして、設計から用地買収、それから本工事まで5年をめどに完了したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） この4件の拡幅工事、今朝も商船学校の生徒とたまたま登校時、私がこちら本庁に来るときに出会いました。ちょうど公園の南側ですね、あのカーブ、あそこから急に歩道がなくなるんですよね。あっても自転車が走ると車道に出るような状態。それが商船学校が始まってずっとああいう状態なんですけれども、今まで、学校側もですけども、町としてやっぱり学校と話をして改善できたはずなんです。これ、ここ何年間かこの議会で取り上げていろいろ話をしてもらいますけども、その都度、検討しましょうとか改善できるようにお話ししましょうとかそういった報告しか上がってない。学校側は抜きなんですか。行政側で動いているだけですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 学校側の連携については、年に1回ほど協議はしておりますけれども、基本的に県道については県の道路管理ということになりますので、県の方針に従って町はそれに協力していく、また町から要望していくという形で事業を推進しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 県の事業には違いないんですけども、やはり生徒が関わることなんで、学校側とも十分協議をして事故のないように改善できればと思います。

1問目を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 続いて、白水港の防波堤。これもここ何年間か経過しておりますけど、数年前から東野白水港の防波堤が崩壊して県に対して改善、要望していると思いますが、いまだ改修の動きがありません。町の玄関口でもあるし、美観が損なわれてお

ります。これ以上破損すると膨大な経費がかかると思いますし、美観や船舶の安全性を考  
えて早急に改善すべきではないでしょうか。どのように取組をされているのかお聞かせく  
ださい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

白水地区の防波堤については、平成30年8月に破損したため、早急に破損状況を広島  
県に報告しております。質問にありますとおり、町の玄関口であり、美観的にも損なわれ  
ていることから修繕要望をしております。状況について県に確認したところ、平成31年  
10月に修繕工事の入札を行いました。災害復旧工事の増大等による技術者不足のため、  
応札がありませんでした。広島県としては、防波堤は修繕する方向で考えているため、  
引き続き発注に向けた準備を現在進めているところと伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 早急に準備を進めているということなんで、早急に進めて改  
善をしていただきたいと思います。

2問目を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 3番目です。

町の土砂処分場についてということで、3月議会で私は、町の大串地区土砂の処分場、  
あと数年で満杯です。県や町の工事を考え、あと何年対応できるか。近年の大雨などの対  
応等も踏まえ、新たに処分場を検討すべきでは、との質問に対し、総務企画課長は、今年  
度2,000立方メートル受入れ可能で、土砂運搬量は2,500立方メートルあり、5  
00立方メートルが不足しております。早急に民間を含め確保したいというお答えをいた  
だきました。このことについて、現時点であと何立方受入れができるのか。また、処分地  
確保と取組はどうされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

まず、3月議会における上青木議員の質問に対する答弁についてですが、町の処分場  
での残土受入れ可能数量が2,000立米、またそれ以外で平成29年度から執行中の県道  
大崎上島循環線改良工事での残土受入れ可能数量が2,500立米で合わせて4,500  
立米が受入れ可能という説明をしておりました。今年度については、通常ベースでの建設

残土の受入れが超過するという認識はございませんでした。

次に、現時点であと何立米受入れができるのか、また処分地確保と取り組んだ内容はこの質問については、新たな建設残土を処分する手法を検討する中で、県道大崎上島循環線改良工事での残土利用について先般広島県西部建設事務所に受入れ可能数量を再度確認したところ、9月1日時点で最低でも6,700立米の受入れが可能という回答を得ております。また、町の処分場での残土受入れ可能数量が1,700立米であり、現時点での残土受入れ可能数量は8,400立米となり、年間の受入れ土量を4,000立米と想定しても2年程度の残土処分量に相当し、当面の受入れ態勢は確保できると認識しております。しかしながら、上青木議員の言われるとおり、災害はいつ起こるか分かりません。災害での残土処分など突発的な状況が発生することも想定されますので、新たな処分地も含めて引き続き残土の処分についての手法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 今年の4月の雨で、向山地区の工事が完了したところを半年でまた土砂が崩れたというところがございます。そういったところも今後改良っていうこととなりますと、山の土をかなり削り、木の伐採、撤去、そういったもの、100メートルぐらいあるんですけれども、そういったところ、泥をじゃあどこへ持っていくかと。先ほど総務企画課長説明ございましたけども、たちまちは何とかなるんじゃない。しかし、こういったところが多々起きてくると、本当に今後用地を確保しなければ埋立ては不可能というのが目に見えてきております。早急に取り組をされて処分地を確保していただきますよう重ねてお願いを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 最後の質問ですけども、これが今日のメインイベントです。教育長にお伺いします。

幼稚園、小学校、中学校における空調対策ということで、今年に入りコロナウイルスにより学校や幼稚園の空調に対し、厚生労働省や文部科学省から教室における換気指針が何度も出されておりますが、我が町の対策と現状などについてどうなっているのか。この夏の暑さで子供が、教室が暑く授業どころではないといった声があります。いろんなところから聞きました。保護者のほうからも聞きました。これについてお答え願えたらと思います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 上青木議員の幼稚園、小学校、中学校における空調対策のご質問にお答えいたします。

本町の町立学校の空調設備の設置状況は、普通教室には100%エアコンが設置をされております。また、特別教室につきましては、幼稚園と中学校は100%設置されているものの小学校は56%の設置率となっております。今夏の厳しい暑さの中ではエアコンが設置されている教室のみで授業を行っているため、エアコンが設置されていない教室は授業では使用はしておりません。教室が暑く授業どころではないといった声があるとのことですが、この夏、全ての小・中学校で一時期エアコンの温度が下がらないという状況がございました。これは、電気代を抑制するため、契約電力の基本となる短時間当たりの需要電力、これをデマンド値というのですけれども、このデマンド値が一定の電力を超えないよう制限をかけていたため、一斉にエアコンをフルパワーで使用すると効きが悪くなり、教室の温度が下がらなくなったというものでございます。その際は、子供たちの授業に支障がない範囲でエアコンの使用台数を減らしたり、扇風機を追加で購入するなどして対応してまいりましたが、現在はデマンド値の制限を調整をして、エアコンの使用に支障は出ておりません。なお、新型コロナウイルス感染症対策としてエアコン使用時においても換気の悪い密閉空間はつくりたくないよう、換気の種類は異なりますが、基本教室の2方向の窓を同時に少しずつ開け常時換気を行ったり、休憩時間には広く窓を開けるなどの対策を講じて授業を実施しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 教育課長のほうからデマンドのことについて今説明がありましたけれども、教育長、学校長によりますとこのデマンドというものを認識しなかった、知らなかったという校長もおられますけれども、その点はどうですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（西田光也君） このデマンド値が影響しまして、エアコンのパワーが各教室フルになったときにデマンド値が制限がかかって十分エアコンが効力を発しない。それに伴って教室の温度が下がらないということがございましたけれども、こういう状況があつて各校の校長のほうと話をしましたら、上青木議員ご指摘のようにこのデマンド値ということそのものについて理解ができてない校長があつたというのは事実でございます。この4

月以降、特に暑くなってこのデマンド値に関わって、改めて校長に話をしたということはありません。そうした中で、デマンド値の理解ができてなくてその対応が遅れたという学校があったことは事実でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） まず、これ、私学校のほうにちょっとお伺いしまして校長とお話しし、また見回って見たんですけれども、8月の段階でエアコンが故障してると。今、部品がないから注文してると。これ、あってはいかんことですね。なんで暑くなる前、寒くなる前に定期点検をされ、整備をされなかったのか。また、動いていたものが急に止まったのかも分かりませんが、その点の点検もされていないというような状態ではないかと思います。そして、一番気になるのが、9月になってこのデマンド値を解除したというふうにお聞きしましたけれども、それ以前はブザーが鳴る、あっちの教室は切れ、こっちの教室を切れっていうんでエアコンを止めるような状態、それが続いていたかと思います。これ、絶対あってはいけません。やっぱり学校長と教育長とパイプがつかってない、そういうふうにしかなれません。なんで数値を、デマンド値を解除して取っ払ってということじゃないですけども、温度設定を自由にできるように話ができないのかお伺いしました。なかなか話できません。これが現場の声です。何で言えんのかと。教育長ともろに話をしなさいと言い、何回も話をさせてもらいました。やっぱりもう一度教育長、現場に足を運んでみて、現場がどうなっているのか確認していただきたい。これから今年の冬にも同じことが言えると思いますけども。

そして、これが一番問題なんですが、電気代が、これ教育委員会として電気代使用しますね。じゃあ、これをどこから出すのかっていうことなんですけども、予算の中で補いをつけるのか。教育長、これはどうお考えですか。町長と話をして、この電気代についてもお願いしますっていうんで別予算組んでもらうのか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） デマンドを解除した関係で当然、今後3年間電気料というものが基本料金を含めて上がっていくようになります。当面、今年度ですけれども、今当初予算で組んでいる金額より中国電力のほうに支払う金額は当然高くなるということで、これにつきましては8月以降の電気料金、年度末に向けての電気料金を補完をして、足りなくなっている場合については12月で補正をかけるなりそういった予算措置をしていきたいと考えております。



以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） これ、一つお聞かせ願いたいんですが、昨年デマンドのブザーが鳴った回数、大体でいいですけども、どのぐらいあるのか。今年はどうか。ちょっと分かる範囲でいいですからお聞かせ願いますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 各学校でデマンドのアラームが何回鳴ったか。こういったことは、申し訳ありません、把握しておりません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 最後に、教育委員会、教育委員会って先ほどから何回も申し上げて教育委員会を目の敵にしとるわけじゃないんですんで、ちょっとその辺を了解して聞いてやってください。

これ、ネットで調べました。ところが、これ、大阪の加美東小学校っていうところでミストファンを設置しておりますで、このミストファン、降りてもぬれないんですね。非常に効率のいいことをやってるっていうのを見ました。今後、大崎上島にそれを設置しなさいというわけじゃございませんけれども、いろんな面で調べてもらって、これがいいんじゃない、あれがいいんじゃないということを検討して、子供が快適に授業を受けられるように改善していただければと思います。

私は以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

続いて、渡辺年範議員の発言を許します。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） それでは、島スクールの開校の現状についてお伺いたします。

教育の島構想の一環として8月9日、11日に開催された島スクールの状況について説明をお願いします。このスクールの件に関しては、春に私、4月定例で一般質問をしたときに、予算的には全て国の補助金でやりますと、そして内容については全て委託事業でありますので委託してやりますという話を聞きました。それで、この7月ですかね、このチラシが入ってましたんでこの内容を読ませていただいたんですけども、ちょっとぴんとこんというか、内容がよく分からないというか、事業もどんなことをするのが具体的姿勢

が全然分からないので、改めて質問させていただきたいと思います。ただ、私、これ参加してないので申し訳ないんですが、その点を考慮してお答えください。

ちょっと待ってください。

それで1番目として、参加人数どの程度あったのか。年齢的にどんな人が参加したのかとか男女比が分かればお願いいたします。それと、どのような方式でされてるか。例えば、講演会プラス質疑応答のようなものか、それともまた全然別個の方式で行われたのかということと、参加者の評価があれば、評価を聞いていればどんな評価だったのかをお聞きしたいと思います。それと、今後の開校予定はあるのかどうか。もし開校予定があるのなら、講師は同じ人なのかどうかお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 渡辺議員の質問、島スクール開校の現状についてお答えします。

島スクールですけれども、島を離れなくても町民一人一人の生きていく力を身につけ、新たな地域の担い手を育むための新たな教育プログラムを構築するために、本町が首都圏の企業や大学と連携し、町民が島にいながらも新たな学びや価値観に触れ、学んだことを実践につなげる環境を運営するために行ったものでございます。

質問1点目の参加人数につきましては、初回の全体の年齢構成ですけれども、小学生から上は50代だったと思うんですけれども、の参加年齢構成でございました。初回の講義は8月9日、11日に大崎上島開発総合センター大会議室で実施し、9日は14名、11日は12名の受講者が参加しております。

2点目のどのような方式でされたのかにつきましては、開校に当たっては、現場の調整は現地スタッフが行いましたが、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、受講者のみを会場に集めまして、首都圏に在住する講師はオンラインで参加として開催いたしました。それで、パソコンの画面を通しまして講義や初回なので自己紹介等のアイスブレイクなどを行っております。

3点目の参加者の評価につきましては、開催ごとに参加者にアンケートを実施することとしておりまして、初回のアンケートではおおむね良好な評価をいただいております。

4点目の今後の開校予定につきましては、今後は月1回のペースで講義を進めていき、第2回目は9月15日及び19日に開催の予定でございます。

5点目の講師は同じ人なのかにつきましては、講師は本事業の委託契約の相手方である

株式会社WE代表取締役の戸田裕昭氏が基本的に担いますが、今後の講義の内容や参加者の意向によっては様々なジャンルのスペシャリストをゲストに迎えて講義を行う予定としております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） それでは、大体内容は大体分かりました。ほんで、参加人数については9月9日が14名で11日が12名ということで、年齢は小学生から50歳程度までということ。男女の比率がわかってないということなんですが、これまた分かれば教えてください。

それで、どのような方式でされたのかという点について、全て今コロナ時でありますのでオンラインということは理解できるんですが、これ、もしコロナがなければ直接来ていただけるような、直接対面で行う予定だったのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 今の渡辺議員の質問でございますけども、基本的には首都圏からこちらに来て、講義を行うのが基本線でございます。おっしゃるとおり、8月の講義については新型コロナウイルス感染症を勘案してオンライン講義とし、その第1回では講師の方もこちらのほうに来たかったんですけども残念ながらということもおっしゃっておりました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。

それで、やり方としてオンラインでしようがないんですけど、その事業の内容として評価も内容も含むんですけども、ちょっと内容がどんな内容なのか。ちょっと2時間程度のパソコンでのやり取りでほとんど1人が質問することって限られてるんじゃないかという気がするんですが、その辺のやり取りが、パソコンでのやり取りがある講義内容なのか。その辺はどうなんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 8月の講義については、第1回ということで概要説明、そして先ほど申しましたとおり自己紹介等を行ったんですけども、本格的な講義については第2回からということで、その中で参加者のやりたいこと等を話していくという形です。

けども、オンラインにおきまして画面におきましてそれぞれ個人と対話をするような形で講義を進めていく予定でございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。それで評価としては良好ということで、この辺はちょっと了解しておきます。

それで、これから月に1遍程度行っていくということなんですけども、参加者は継続的に同じ人が、参加者は同じ人が参加する予定なのかどうか。その辺の連続性というんがどうなるのか私にはちょっと分からないとこと、それと曜日的に、これは8月9日日曜日、8月11日火曜日ということで、これ夏休み中ですから小学生が参加できるあれもあるんですが、ちょっと今曜日が分からんのですが、9月9日と15日というのは曜日的にはあれなんですか。小学生でも参加できる曜日なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 渡辺議員の質問ですけども、例えば8月ですと9日と11日と2日あるんですけども、内容は同じでございます。休日の昼間と平日の夕方といますか夜といますかで行うこととしておりますので、例えば小学生ですと夜の部はちょっと難しいかも分からんのですけども、休日の昼間に参加するとか、学生、高校生とかもおりますので、そういったことでどちらかへ参加するというふうなことを考慮して開催しております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。

それで、あと何回ぐらいやる予定なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 本事業は、予算的には今年度事業ということで3月までの事業となっておりますが、参加者等のやりたいこと等のものによっては次年度、今年度は10分の10の補助ですけども、次年度以降についても講義の内容等を検討して予算化を必要とする、予算化というか事業の必要性が、次年度も検討して執行の必要があれば、事業の必要性があればやっていきたいと思っております。今年度あと何回やるかにつきましては、8月から行って3月までであと残り8回は行う予定としております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かりました。じゃから、月に1遍定期的に行うということでは

いんですね。了解しました。1回しかやってないんであれなんですけど、なかなか参加者も参加されているようなので引き続き続けていただければと思います。

それでは、次に行きます。

○議長（信谷俊樹君） 一回座ってください。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 小・中学校のカリキュラムの進行状況についてお伺いします。

コロナ期なんで変則的な授業を行っていると思います。夏休みの半分は返上して授業をしてると思われませんが、先生も生徒も大変だと思います。頑張っていたきたいと思えます。

そこで、お伺いします。

前回の上青木議員とダブっているところもあるんですけども、よろしくお願ひいたします。

1、教室にエアコンは完備されているのか。予定どおり授業は進んでいるのでしょうか。それと運動会、文化祭、修学旅行のイベントなどは予定どおり行う予定なんですか。予定があるかどうかということと、オンライン授業の設定が前倒しで行われるということなんですけども、オンライン授業に対して危惧される点はあるのでしょうか。お願ひいたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の教室にエアコンは完備されているかにつきましては、先ほどの上青木議員のご質問でもお答えいたしましたように普通教室には100%設置しておりますが、それ以外の特別教室には小学校が56%の設置となっており、3つの小学校で設置をしていない特別教室が8教室ございます。

質問2点目の予定どおりに授業は進んでいるかということにつきましては、夏期休業期間を短縮するなどして各学校とも授業時間の確保に努めていただいております。現在までのところ1学期の授業計画はおおむね達成できております。

質問3点目の運動会、文化祭、修学旅行などのイベントの予定につきましては、小学校と中学校の運動会は、これはいずれも1学期の臨時休業期間中に計画をされていたため、既に中止を決定しております。幼稚園の運動会は10月の予定ですが、3密、これを回避することが困難であるとの判断から中止を決定しております。また、秋に計画をされて

おります幼稚園及び小学校の学習発表会、これや中学校の青海祭、文化祭ですけれども、これにつきましては何とか実施できないかという方法等について学校のほうでも模索をしておりましたが、やはり3密の回避、これは困難であるとの判断から中止することと決定をしております。修学旅行につきましては、子供たちにとって最大の思い出となるということで、現状では実施する方向で調整をしております。当初の予定は、小学校は9月に関西方面、中学校は10月に関東方面の計画でありましたが、目的地、こちらが新型コロナウイルス感染状況、こういったものを勘案しながら実施の時期、そして場所につきましても見直しを図って調整をしているところです。

質問4点目のオンライン授業の設定が前倒しで行われるとのことが危惧される点はあるのか。これにつきましては、国のGIGAスクール構想により、本町においても今年度中に1人1台の端末整備及び小学校、中学校、この校内のネットワークの構築等を実現したいと考え、この9月の定例会で補正予算を上げさせていただいております。この際課題となるのは、構築した環境を生かし、ICTを活用した授業づくりをどのように進めていくか、こういったソフト面であるというふうに考えております。そのためには教員一人一人のICT活用能力、この育成が不可欠であり、今後教員の方々のスキルアップ、こういったものに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 1番のエアコンの件に関しては、もう上青木議員とのあれもありますので了解しました。

2番目の予定どおり授業は進んでいるかの件に関しておおむね達成しているということなんで、また引き続き大変でしょうけれども頑張っていただければと思います。

それと、3番目のイベントの関係なんですけど、ちょっと小・中学生にはかわいそうだなという気がしてならないんですが、これに代わる何かと思うんですけど、ちょっと非常に難しい面があるんじゃないかなと思うんです。聞くのがちょっとはばかれたんですけども、一応聞いておかないといけないかなと思って質問させていただきました。それで、修学旅行だけは何とかという皆さんも思いもあるんでしょうけれども、こればかりはコロナのあれがあるんで断言できないところはちょっと残念なんですけど、できる方向でなるべく協力していただければと思います。

それと、オンライン授業の件に関してなんですけども、さっき言われたようにハード面

とソフト面と2つのあれがあるんですけども、ハード面としてちょっと今光通信でやっているんですけども、オンラインでするときにやっぱり我々でもあれを使うときに画面が止まったりあれしたり遅くなったりするんですけども、その辺のことは心配ないんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

速度の話だと思うんですけども、本9月定例議会において予算化、予算を計上させていただいているもので対応できるものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 他にも予算化されていることということなんで了解します、それでは。

そして、この施設を利用するのにいろんな場面でできるんだろう、するんだろうと思うんです。ちょっとどういう場面でこのオンライン授業を使うのか。ちょっと具体的にどういう状況になったらこのオンライン授業を行うのかという面が分かればちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） オンラインにつきましては、基本的にあってはならないことですが、再度の臨時休業、こういったものが発生したときに児童・生徒の学びを保障するという事で学校と各家庭を結んでやり取りをする。そして、長期休業、例えば夏休みでありますとかそういった長期休業のときに学校のほうからその課題の配信とか、こういったものを活用していくときに活用したいと思っております。基本的には、経常的には学校の中でいろんなデータ通信でありますとかそういったものをあくまで学校中心、家を中心という形じゃなくて学校中心でこの環境を活用して、先ほど言いましたように長期休業とか臨時休業、要は学校へ行けないタイミングのときにそれを補足する意味でオンラインというふうなものを活用する計画にしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） そういうことで安心しました。やっぱり小・中学生の対面授業というのがとても大切ではないかと思っておりますので、その辺聞いて安心しました。

それと、例えば家で使う場合でも家の環境的なものがかかなり問題になってくるのではな

いかと思うんですね。それで、兄弟、1人の場合は1部屋で1人が授業を受ければいいんですけども、人数が、兄弟が2人か3人、4人ということになったときに各1台タブレットを持ったとしてもその授業を受ける場所が同じ場所じゃったら何か難しいんじゃないかという気がするんで、その辺の思いというか解決的なものは何かありますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） ご心配ありがとうございます。やはり今小学校、中学校の児童・生徒の家庭内の通信環境を先生方通じて把握をさせていただいております。俗に言うWi-Fi環境という高速通信が整っているご家庭もかなりございます。ただ、そういった環境がないご家庭もある。先ほど議員言われたように兄弟がいるときは環境があっても、例えばお兄ちゃんと弟さんが一緒にオンラインで使おうとしていくときに速度制限がかかって使いにくいとかいろんなパターンが考えられます。この辺については今回の補正予算には計上していないんですけども、次回の補正予算、12月になると思いますが、こちらで家庭内のWi-Fi環境を向上させるということで予算計上を図っていきたいと思います。その際に、最終的に通信環境が低速とかそういったことでオンラインの授業ができない、そういったことのないように取り組んでいくということで、今後早急に検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） これからの問題ですので、ゆっくり検討していい方向でやっていただければと思います。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで、渡辺年範議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○6番（森若 巖君） おはようございます。

本日は4点ほど質問させていただきます。

まず最初に、設計入札と入札案内、落札金額についてお伺いいたします。

最初に、自分は、議員の役目は町民の要望を行政に届けることと町民の大切な税金で行う公共工事が適切な金額で事業を執行しているかチェックすることが大きな2つの柱であると思っております。平成29年4月に議席を得てから令和2年7月末までに本設計の入



札がまず何件あったのか。入札に関しては、5名で構成している指名業者選定委員会（副町長、総務企画課の課長、建設課長、地域経営課課長、上下水道課課長）で入札案内をいろいろな業者に出しております。多いときには11社、少ないときは5社。ただ1社、KK研究所には毎回入札案内を出していますが、まずはこれは間違いがないか。また、設計入札の概算見積りを作成したKK研究所はそのうち何件を落札したのか。また、KK研究所にここまで肩入れをして毎回入札案内を出す理由はどこにあるのか。大崎上島町本庁舎改修工事には8社に入札案内を出し、その結果、概算見積金額544万5,000円をKK研究所が280万円で落札したのに、沖浦消防屯所工事は概算見積金額587万4,000円では5社に入札案内を出し、KK研究所が498万円で落札しています。ちなみに、一概に比べることはできませんが、垂水消防屯所新築工事は210万円で他の業者が落差。仮に、入札案内を本庁舎改修工事に案内を出した8社に出して入札を執行すれば、落札金額は大きく減になったと思います。どのように思っているか伺いたい。それと、どのような理由で本庁舎改修工事に案内を出した8社に案内を出すことができなかったのか、その理由も伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員のご質問にお答えします。

質問1点目の建築関係コンサルタント業務に係る入札件数は、平成29年度4件、平成30年度4件、平成31年度2件、令2年度、これは7月末まででございますが3件の計13件でございます。

質問2点目のK構造研究所に対する指名入札通知は、先ほどの入札件数合計13件のうち12件について通知を行っております。

質問3点目の概算見積りを作成したK構造研究所は何件を落札したのかにつきましては、13件中8件について参考見積書を徴取しており、当該業者の落札件数は8件中6件となっております。

質問4点目の指名業者の選定につきましては、事業担当課が町の指名委員会において入札参加資格の認定を受けた業者の中からこれまでの実績等を考慮し、総合的に判断し選定した後、町建設工事等指名業者選定委員会におきまして決定しております。それぞれの入札におきまして当該業者が選定した理由は、その結果によるものと考えております。

質問5点目の沖浦消防屯所新築工事で入札案内を本庁舎改修工事に出した8社で執行すれば落札金額が大きな減となったのではありません。先ほど森若議員が言われた本庁

舎改修工事に係る設計業務の概算見積金額544万5,000円は設計及び監理業務を合わせた額であり、設計業務に係る概算見積金額295万円に対する落札額は280万円で落札率94.3%です。これに対し5社で入札執行した沖浦消防屯所新築工事に係る設計監理業務は、落札率が88.9%となっており、過去の入札結果から判断しましても指名業者数を増やせば必ずしも落札率が下がるものとは考えておりません。

質問6点目の本庁舎改修工事に入札案内を出した8社に案内を出すことができなかつたのかにつきましては、指名業者数の選定については事業担当課がそれぞれの入札ごとに町の指名委員会において入札参加資格の認定を受けた業者の中からこれまでの実績等を考慮して総合的に判断し選定した後、町建設工事等指名業者選定委員会において決定しております。それぞれの入札において当該業者が選定された理由は、その結果によるものと考えております。指名業者の選定に関しては、引き続き適正な業務の履行を確保するための能力を重視するとともに経済性及び効率性を考慮し、公正かつ厳正に行ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

今、課長がいろいろと私の質問に対してお答えをいただいたんですけど、それでは再度伺いますけど、ここに私が議席をいただいてから全部のあります、設計入札した資料。その中に、ここに私が4番目でお聞きしたK構造へなんで毎回毎回出すのかと言われてましたら、いろいろ実績があるとと言われてましたけど、実績というものは相手に出さなきゃかんのです。分かります、課長。その実績があるというんじやったら、この方らも皆、実績があるんです、それぞれ。そりゃ町の実績と今言われましたけど、私は実績って出さなきゃない。出さん以上はいつまでたっても実績つかんじやろ。言うこと理解できる、課長。そうじやろ。子供をだますようなことを言ったら駄目。実績というものは、皆さんに平等に出して初めて実績がつくんだよ。そして、今聞きましたけど、また13件のうち8件ほどKさんがやっとりまします。その他の業者名も分かりますか、分かりませんか。

○総務企画課長（山本秀樹君） 落札業者ですか。

○6番（森若 巖君） そうです。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） K構造研究所以外の業者ですよ。

お答えします。

荒谷建設コンサルタント、長久屋、信谷建設でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、お答えをいただきましたけど、まず長久屋さんが1件な。ほいで中電コンサルタントが2件、信谷さんが1件、もう一件はどこ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 13件の中の落札業者でございますよね。

○6番（森若 巖君） いやいや、5件あるじゃろ、KKさん以外が。今言いましたように長久屋が1……。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと森若議員、もう一回、再度質問してください。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 13件ありましたと。そのうち8件はKKさんが落札しておりますと。あとの5件はどこですかと言われましたら、今名前を言われましたけど、私が言います。長久屋が1件、中電技術コンサルタントが2件、信谷さんが1件、これで4件じゃろ。違う。

○総務企画課長（山本秀樹君） 中電と。

○6番（森若 巖君） 中電技術コンサルタントが2件あるんです、ここに。そして、もう一件は垂水の消防屯所を設計入札で落札した岡田設計なんです、竹原のね。私が言うのは、消防屯所の設計入札にこの方を入れとれば、こんなに高い金額で落札することはなかったと思うんですよ。それを意図的に外したんじゃないのかと。それはないのか、課長。その5人で決めるじゃろ、自分ら副町長と総務企画課長と選定委員のときに。この方は消防屯所を設計した実績があるじゃろ。それをなぜ外したのか、ほんじゃあ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 岡田建築設計事務所はなぜ外したのかということですけども、規模等勘案して今回この件については外したといいますか指名に至らなかったということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） あんた、今さっき言うたじゃろ。実績がどうのこうの言うたんじゃろ。実績はほんじゃったら岡田さんにあるじゃない、消防屯所を設計したという実績、純然たる。自分が今言った言葉と今の言葉と矛盾すると思わんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 消防屯所の改修等については実績があると思います。沖浦に関しましては、壊して新たに建てるということで規模、先ほど申しましたとおり規模等を勘案して指名業者を選定したものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） この件についてですけど、令和2年度にも今言いますようにたくさん設計入札を行うと思うんですよ、これから。まだここに資料が出てきてないですから分かりませんがね。そうするときには必ず今言いますように、私は、実績はおたくはどうかの言いましたが、実績というものは案内出さなきゃかんのじゃと。実績をつけるんじやったら必ず多くの業者になるだけ出すんだ。11社出したこともあるんだから、実績をここの中に。これでこりゃこういうことしたらおたくら嫌うか分からん、そんなことないと言い切ると思うんじやけど、あれかな。入札に関してこのKK研究所からこれとこれとこれとこれを入れてくれという要望があるのか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 特定の業者から指名業者についての指示等については一切ございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今一切指示はないと言われましたので、とにかく多くの業者に案内を出す。そうすれば実績もつく。そうすれば設計費用の金額も低う押さえる可能性は十二分にあります。この件についてはこれで終わりますけど、設計入札の業者をたくさん出してくれることを大変楽しみにしております。

○議長（信谷俊樹君） 森若委員。

○6番（森若 巖君） 2点目、建築関係のコンサルトの年間委託費と事業費について。

国語辞典によりますと委託費とは、自分の代わりに対価を決めて支払って、他の人に業務をお願いするとあります。6月議会においてこのコンサルトの年間委託費は幾らですかと尋ねました。そうすると、年間委託費は3,045万円との答弁を得たので、令和元年度の当初予算の中には委託費3,045万円はなく、あれでもと思ひまして令和2年度当初予算書の中にもこの数字はありませんでした。この3,045万円というのは本当に令和元年度に払ったコンサルトの年間委託費なのかを再度伺いたい。仮に、この3,045万円が令和元年度にKK研究所に支払った事業費の場合には、当初予算で概算見積りの作成を委託したときの委託費は幾らなのか。仮に対価を払わずに委託していたとする

と、このような変な委託方法はいつ頃から行っていたのか。

世間では、物事を委託して対価がただであるほど後々これほど高くつくものはありません。例として2つの事業費を提示します。

1つは、大崎上島幼稚園増築及び改修工事における外壁塗装工事、工事発注費と、発注するという事はお願いすると言ゆるんですね、それが394万4,000円であります。塗装面積は266平米で、平米単価にすると1万4,827円です。私がある筋から入れた資料によりますと、元請さんは約7,000円と見とります。元請の、多分元請の施工業者は、私が施工業者に発注する平米2,000円ぐらいで発注してると思います。

もう一つは、令和2年度に事業を計画している沖浦の消防屯所新築工事であります。これも面積100平米、約33坪で概算事業費が3,244万1,000円で坪単価にすると98万3,000円です。以前指摘してきましたように、屯所というものは下は車庫であります。それなのに、この金額は一般住宅の金額に匹敵するかそれ以上の金額であります。ただで、仮に概算見積書を作成されていたとすれば、まちとしてもこのような変な見積金額出てきても、負い目があるから何も言えんわな。このようなことは氷山の一角でないのか。もう少し概算見積書の事業費をコンサルトを信用するのもいいが、精査して見る必要があると思いますが、答弁はどうですか。

それと、これだけは言っておきますけど、この事業の図面の提出を8月12日に求めると、ないとのことでありましたが、令和2年3月当初予算の総務企画課の事業計画の中には平面図らしきものがあります。この平面図を参考にして4月6日に設計入札を行ったのではないかと。そして、KK研究所が498万円で落札しております。間違いがないか伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 質問1点目の6月定例議会で答弁いたしました建築関係のコンサルタントへの年間委託料につきましては、平成31年度の総額で指名競争入札に係る委託費が2件で752万4,000円、随意契約に係る委託が監理業務のみの契約を含めて19件で2,292万9,000円の合計3,045万2,000円で間違いございません。

質問2点目の当初予算で概算見積りの作成依頼をしたときの委託費については、あくまでも当初予算要求に係る参考資料として徴取をしておりますので、委託料の支出はしてお

りません。

質問3点目の当初予算要求資料として徴取した対価を支払わない概算見積りの作成をいつ頃から行っていたのかにつきましては、従前から関係事業者それぞれの概算見積りの作成を依頼はしておりますが、これまでに参考見積書の徴取に係って委託料等の支出はございません。

質問4点目の沖浦消防屯所の新築工事に係る概算見積り事業費が高額であり、概算見積り事業費を精査する必要があるのではということにつきましては、概算見積りは概算見積り業者が想定される基本的工種の概算単価に面積を乗じて算出していること、また公共事業として発注する建築工事の諸経費の見直しによりまして諸経費の割合が高くなっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。また、工事発注をする上で職員がその内容、額等について精査することは不可欠なものであると考えておりますので、今後も業者から提出された参考見積書の内容につきましては一層の確認を徹底いたします。

5点目の本事業の図面がないということについては、現在実施設計中であり、正式な図面が存在しないということから提供ができなかったものであります。また、設計入札につきましては設計監理業務仕様書において業務委託をする建物の概要を、消防屯所の新築では木造2階建て、延べ床面積100平米程度、既存消防屯所の解体ではプレハブ平家建て、延べ床面積40平米と記載し、入札の結果、ご質問のとおり株式会社K構造研究所が498万円で落札しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 概算見積りの委託費は0ということでした。ここに8月18日の中国新聞があります。この中に新エネルギー・産業技術総合開発機構というものが大崎クールジェンに一応60億円というお金をはっきり委託費というものを決めて、CO<sub>2</sub>を回収するコンクリートの改良等もろもろの事業をお願いしております。委託費というものは、このように最初に金額を決めてお願いするのが委託費なんです。おたくは今答弁されたのは、当初予算にする概算見積りは委託費ではないと、ただであるという趣旨のことですよ、課長。委託費はないんじゃろ、当初の概算見積りの数字をはじき出すときのあれには。ないんじゃな。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） ありません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 変と思わんか。物事をお願いしに行つて頼んで、仮に僕が山本総務企画課長へ、課長、悪いんじゃがこうこうこういうふうにしてもらえんかとお願ひしたら、必ず対価は発生するぞ。自分らのとこへ、仮に自分が頼みに来ても対価は発生するで。それが無いというのは大変私は不思議に思うぞ。そうは感じないか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほど森若議員がおっしゃられました経済産業省のCO<sub>2</sub>の件につきましては、委託ではございますが応募型の事業費委託というか設計と事業費、工事そのものを合わせたもので相手方が公募されたものから経済産業省が選定されて委託をされるというものでございまして、本町の建築工事のように設計、監理を委託し、建設そのものは工事のほうで別の業者がやられるものと別の形態だと考えております。

○6番（森若 巖君） 別の形態と考えておりますか。どこまでいってもあれか。ほいじゃあ、いいわ。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） あと時間、議長、何ぼある。30分。

○議長（信谷俊樹君） 55分からですから。

○6番（森若 巖君） 9時55分。

○議長（信谷俊樹君） 9時55分ですから10時55分までに終わってください。

○6番（森若 巖君） 分かりました。

それでは、次に。今、私の提示した質問に対しては納得いく答弁はありませんでしたけど、いつまでいっても多分平行線だと思いますので。

次に、もう一つ聞くんですけど、沖浦消防屯所新築工事の経費についてでありますけど、経費が概算事業費に対しては39.5%なんですね。以前、課長に尋ねると、建築の場合は令和2年3月議会で約33%の答弁を得たんですけど、この差はどのような理由であるのかな。事業費がはっきり決まったときには、この33%以内に収まるのかな。仮に事業費が33%の場合には、経費は1,705万530円なんだ。これが39%は約1,200万円になる。差額が200万円も出るんよ。要するに設計費用とか事業費、これが高ければ高いほど事業費は上がってくる。事業費が上がれば設計費用も上がる、これ、比例しとんだから。これが200万円も低くなれば設計費用も当然低くなるわな、比例するんだから。分かる。それを33%で答弁もろうたのに、このKKさんがこさえた分の最初

の資料のときは価格はじいたら39.5%に、6.5%の差があるんだ。それはどのような理由でこの6.5%の差がついたのかな。それは設計屋さんがミスったのか。それとも、課長が答弁ミスったのか。そこを伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 諸経費のことですけれども、事業費全体で合わせますと諸経費でいうと35%ほどですけれども、直接工事費に対する諸経費の割合で申し上げますと、先ほど申された約40%になるものがございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） はいじゃあ、3月の議会でいただいたこの約33%というのは間違えか。

○総務企画課長（山本秀樹君） 事業費全体。

○6番（森若 巖君） 事業費だけなのか。

○総務企画課長（山本秀樹君） 事業費全体。

○6番（森若 巖君） 全体なのか。そういうところをもっと、詳しく私の頭に分かるように説明してくれんかな。そうすると私もいろいろな資料を集めえでも済んだよ。

そして、もう一つ。古江の老人集会所、このたび令和2年度に改修工事を計画しとるな。そんなときもやっぱり外部の塗装工事があるんじゃない。分かる、外部の。それもあれか。やっぱりこの前の大崎幼稚園と一緒に、工事発注費として1万4,872円でやるのかな。発注するのかな。そうすれば、元請業者は懐へがっぽり残るけどの。わし、大変言い方悪いけど、大崎幼稚園をした業者に聞いたんだ。おまえ、何ぼでもらったんやと言ったら、僕、立米2,000円です。それ、妥当なとこじゃ。自分らが出しても2,000円じゃと言う。ほんじゃけど、もとが高いんじゃないから元請業者の懐へはがっぽり残るわな。ほんじゃけ、この古江の場合にも工事発注費というものは約1万5,000円ぐらいで発注する可能性は十分あるわな。同じとこのKKさんがこさえるんだから。そのところをもう一度精査せいや、今言うように。元請業者の資料、わし持つとんよ。その資料じゃあ平米7,000円よ。7,000円でも倍じゃろ、図面屋が考えた金額。図面屋が自分のとこへ銭残そう思うたら高くなるんだよ、依然と。そのことだけ言って、この質問は終わる。答弁は要りません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 3点目、随意契約について。



随意契約には、6つのパターンがあります。建築設計（監理を含む）、これは次のどのパターンにはまるか、まず伺いたい。

1、工事または製造の請負。2、財産の買入れ。3、物件の借入れ。4、財産の売払い。5、物件の貸付け。それ以外のもの。

それと、この6つのパターンのまず上限金額は幾らか伺いたいと。

また、随意契約の場合でも数社の見積書を取って一番金額の低い額を提示した業者と契約すると思いますが、なぜ令和元年度に随意契約した事業の金額とKK研究所が作成した概算見積りをした金額と同一金額でKK研究所が契約したのかも伺いたい。

また、自分が議席を得た平成29年4月から令和2年3月末までに随意契約した案件は幾らあるのか。その中で何件KK研究所と契約を結んだのか。その全ての案件に他業者の見積書の提出を求めたいんですが、無理があると思いますので、令和元年度に随意契約をした次の事業のKK研究所以外の見積書の提出を求めたい。

1、向山団地3号棟外周改修工事。2、元町住宅外壁及び屋根改修工事。3、岩白の消防屯所トイレ増築工事。4、長島集会所トイレ改修工事。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

本町では、随意契約に関しまして地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づきまして大崎上島町財務規則第99条で随意契約ができる場合について定めており、内容につきましては、同条第1号では予定価格が130万円を超えない工事または製造の請負をさせるとき、第2号で予定価格が80万円を超えない財産を買い入れるとき、第3号で予定賃借料の年額または総額が40万円を超えない物件を借り入れるとき、第4号で予定価格が30万円を超えない財産を売り払うとき、第5号で予定賃貸料の年額または総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき、第6号で前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が50万円を超えないものとするときと規定しており、質問1点目の監理を含む建築設計は第6号のそれ以外の契約に該当いたします。

質問2点目の6つのパターンの上限金額につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、地方自治法施行令第167条2第1項第2号から第9号の規定に該当する場合はこの限りではございません。

質問3点目のなぜ令和元年度に随意契約した業務の契約金額が参考見積書の金額と同額

で、かつ契約の相手方が参考見積書を徴取した業者と同一業者と契約したのかについては、契約事務の一つとして、町は契約の目的となる役務について取引の実例価格等を考慮してあらかじめ契約金額の基準となる予定価格を定めます。その予定価格の設定に当たっては、事前に聴取した参考見積書を資料として作成することもあります。また、契約は予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方としますので、参考見積金額と予定価格を同額に設定した場合には、最も安価な見積金額が予定価格と同額であったときは結果として参考見積書の金額と同額で契約を締結することとなり、契約の相手方が参考見積書を徴取した業者となる場合があります。

質問4点目、5点目の平成29年4月から令和2年3月末までに建築関係コンサルタント業務において随意契約した件数は46件であり、そのうちK構造研究所を相手先とした44件の契約を締結しております。

最後のご質問のK構造以外の見積書の提出につきましては、既に町長のほうから提出済みでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、課長が言われましたように、K構造研究所以外の見積書はこの9月12日に資料をいただきましたが、ついでにと言うたら大変失礼な言い方になりますけど、白水老人集会所の改修工事の見積書も後で提出をしていただきたいと思います。そして、提出をいただいた資料の中に幾多の疑問点がありますので、改めて説明を求めたいと思います。

1点目、見積書の作成年月日がなく、手書きで後で記入されておりますけど、普通こういう見積書を作成するときには作成年月日が入るのではないのか。それが1点目。

2点目、諸経費が設計上の110%の理由と技術経費とは何ですか。

3点目、元町住宅外壁の屋根防水工事等と向山団地3号棟外壁改修工事、長島集会所、この3つはここに資料があるの比べますと、KKさんが随意契約した金額より低い金額になっとんじゃけど、どのような理由でKKさんと契約したのかな。この見積書をもらった、おたくが出した見積書より。

それと4点目。

普通、今言いましたけど、随意契約というものは町が言われた金額より大きくはならないんじゃけど、今さっき自分がまことしやかにこうこうで概算見積りした業者の金額と同

額でしましたということでありましたけど、おかしいと思わんか、自分の言うてることに。

5点目、これが一番肝腎なんだよ。この提出していただいた見積書は、ある業者の方が他の業者に、悪いんじゃけど金額上提示して作成してもらった相見積りじゃないのか。ほんで、あんた今さっき言ったけど、課長、こうこうで随意契約できる金額はと言うたら、設計以外は6じゃと言うたら、それ以外じゃ言うたんじゃろ。それ以外の金額50万円なんで。ほんでここらへ出してきとる金額というたら50万円超えとんど。ほんじゃ、はなからこれ無効じゃろ。どうして。随意契約するこの見積り作成するときは、この資料が50万円超えとったら関係ないのか、100万円なっとっても。

○総務企画課長（山本秀樹君） 予定価格が50万円。

○6番（森若 巖君） 予定価格が50万円。この見積書のこの金額どうなんや。そしてな、随意契約でもろうとるの、もうみんなぶっちゃけるわ。もろうとんが大概3社になつとんがあと2社出てきとんよ。ほとんど、言うたら悪いんじゃけど、このKKさんが物が言える車田さんか元廣さんなんよ、ここに出とる。ほんじゃけわしが相見積りじゃないのかというの、そこのことを追求したんよ。ほかの方に見積書が出てきとんなら、わしも何にも言わん。4つもらとるうちの3つは車田さんと元廣さんなんよ、4つの資料のうちな。こういうこともあつて、全然違和感も何も感じんか。自分らこの随意契約の見積書出てきたときに、こりゃおかしいな、相見積りでないのかなということとは感じないか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 誠に申し訳ないですけど、ちょっと数が多くて全部は。

○6番（森若 巖君） わかっとる、わかっとる。

○総務企画課長（山本秀樹君） 一番初め、見積書の日、手書きのことにつきましては、これにつきましては確認の漏れといいますか、チェック漏れで誠に申し訳なかったと考えます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 課長、こういう見積書をいただくときには必ず目を通して、作成年月日というものは入れてもらえよ。後から同じ人間がこれ手書きで書いとんぞ。誰が書いたかと言やあせんけど、全部同じ字だよ。

それともう一点。今言うように、あんた、あれは設計と監理は6に当たると。6に当た

ったら上限が50万円なんよ。ほんじゃけど、ここの向山団地の3号棟の改修工事なんかでも設計料と監理含めたら約倍の103万5,800円なんよ。こういうことがまかり通るのか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 一番初めに質問でお答えした6の予定価格の額でございますけども、この額の50万円というのは予定価格、市長が設計した設計額で、予定価格を50万円までの設計をした場合でございます。例えばその50万円の設計金額で出したものに対しまして見積り依頼をした場合、業者のほう例えばですけども70万円でも80万円でも随意契約のやつは、予定価格が50万円未満の設計のものに対しては随意契約ができます。工事ですとそれが130万円というもので、見積書の額ではございません。

○6番（森若 巖君） ほうじゃあな、課長、これ……。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと、森若議員。

森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃあな、課長、こういう変な随意契約を結ばずに、どうして入札にかけんのや。かけたら何か不都合なことがあるのか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほど一番初めに申しましたように、地方自治法で随意契約は認められております。森若議員のおっしゃる、なぜしないのかという質問でございますけども、契約案件の数を入札をするとどうしても日にちがかかります。そういったこと等を簡易もしくは早急に実施するために随意契約の規定があるものと考えておりますので、今回といいますか、設計等につきましては6号規定に基づきまして予定価格が50万円以下のものについて随意契約で発注をしたものと考えております。

○6番（森若 巖君） もう時間がないな。

○議長（信谷俊樹君） これで。もういいんですか。

○6番（森若 巖君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 分かりました。

これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

○6番（森若 巖君） もう一点。

○議長（信谷俊樹君） もう終わったんじゃけ黙ってくれるか。終わりますかと聞いたん

じゃけえ。

○6番（森若 巖君） 分かりました。

4点目。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って、森若議員。

さっき私が念を押していいですかと言うたら、いいですと言ったんで。これで一般質問終わりますと録音取っとるんでちょっと申し訳ないんじゃけど、お引取りをよろしく願います。引き取ってください。

○6番（森若 巖君） はい、分かりました。これは後日またします。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩をいたします。

11時から再開いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） 本日は、空き家対策について質問させていただきたいと思いません。

空き家対策推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布されて、それ以降一般質問通告を確認したところなんですが、5件ほどいろいろな議員さんから質問がされております。今、関心のあることだと思うので、その中でも危険建物について質問させていただきたいと思えます。

町も大崎上島町空き家等対策計画を基に対応していると思いますが、それ、先ほど言った危険建物について重点的な質問として現在の状況と今後の対応について聞きたいと思えます。

まずは、計画書の中に27年に空き家調査を行い、その結果空き家総数が1,242件、危険建物が142件、要補修が637件、利活用可能なのが385件、利活用不可能とされているのが78件とありますが、現在はどうなっておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

本町では、平成27年度に空き家等実態調査を行っておりますが、現在の空き家数、活

用不可能な空き家について把握できておりません。利活用不可能な対象物件については隣地に影響のない空き家も含まれているため、危険建物に該当するか否か精査が必要と考えているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 次に、このうちの特定空家と認定しているのも分からないことですか。

あともう一つ、町の協議会の開催状況をまた教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） これまでの空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条により所有者の自主的撤去が望ましいことから指導にとどめているため、現在まで特定空家と認定している件数はございません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 町の協議会自体はいかがですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 特定空家に認定してるものはなく、町協議会についても現在まだ設置できておりません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今現在も生活道と隣接している空き家で倒壊しかねない建物というのが見受けられると思います。これは町にもいろいろ情報が来とるんじゃないかと思うんですが、実際に生活道に対して瓦が道路に落ちて地域の人が片づけている空き家とかがあるように聞きます。これ、実際僕も見に行っただんですが、普通に歩くところに瓦が落ちる状況にあります。実際に町というのは、町民の生命、身体、財産の保護及び生活環境の保全等について必要な処置を講じるものと思いますが、そうされているとは言い難いです。また、実際生活道へ瓦が落ちていると、通行人に当たり、最悪死亡事故にもつながりかねない。この状況を放置しているのはいかがなものかと思いますが、この対応についてはどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 対応については、今まで、先ほども申しましたとおり所有者の一義的な責任に頼ってきたのが今までの方策でございます。ただし、ご指摘にあります

とおり非常に危険な家も増えてきて、待ったなしの状況になっておるのは重々感じておりますので、今後の対応については、まず空き家対策の実施に関する協議会を組織すること、そして今まで住民からの情報を含め町道に隣接しているなどの危険な建物は法令等に定める手続により対処してまいりたいと考えております。また、危険度が高いにもかかわらず所有者の責任において撤去されないものは、所有者に関する情報調査、立入り等調査を行い、特定空家と認定し、法にのっとって対応してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 今までも対応してきとるじゃろ。それをちゃんと説明せんと。所有者に頼つとるんじゃなしに勧告してきたんじゃないん。それもちゃんと説明して。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 少し補足させていただきます。

特定空家等を認定はしておりませんが、これまでも町民の情報により、危険なものについては所有者に対して勧告等を、文書によったり直接出向いたりして説得を続け、解消してもらっているものも年ここ5年ほど10件ずつ実績も出ておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今の部分、ちょっと次の再質問で言おうと思ったんですが、今までの質問の内容のところでも今までの危険建物についてもいろいろ先ほど言われたとおり、説得等々で改修したり壊したりしてくれた実績があるように今までの答弁でもされております。その中でさらに今勧告をされたと言われたんですが、勧告をされた実例があるのですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 勧告というのは、以前に町の条例に基づいて勧告を行ったものがあるという意味です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ていうことは、住宅用地の特例の対象から除外された物件があるということですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 特定空家に認定してないということは特例外のものなので、除外したものはございません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 特定空家とはということでガイドラインというものがあると思うんですけども、空き家の調査、特定空家に指定して、助言指導をして、ここまでは多分あると思うんですけど、その後勧告するようになって除外するようになってるんですけど、どういう意味の勧告ですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 法にのっってやってきているものでなしに従前の条例により、昨年までの町の条例により実施してきて実績を上げてきたものです。この今いう法にのっって実施していく場合は、まず特定空家に認定をして、その後助言、指導というステップを踏んでいく。その後勧告になりますけれども、そのときに住宅用地特例の対象から除外されるということになっております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ということは、今まで、今5件と言うたんですが、実は24年からでいうとプラス4回ほどこの空き家に対しての説明をされています。その中でも助言や指導をしていきますと言うたものに関しては、空き家対策として法にのっったことをしてなかったということですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 法が施行する前に町条例で定めたものについて実施してきたものです。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 僕の言い方が変なかったですね。条例にのっってやっると言うんで、決まりのときはやっるということを大前提のもとだと当然思うんですが。というのが、今僕がちょっと言いたかったのが、26年に交付されて27年に完全施行された部分にのっったやり方じゃなかったんですね。というちょっと確認がしたかったです。そのとおりだということで今認識したらいいですね。の上でなんですけれども、その26年の交付からですけれども、今先ほど言わせてもらった5件ほどあるうちで、これには行政代執行もあつたりとかする上で答弁の中には、問題があるので、まずは問題点を潰していった次の勧告へ進む方針ですとかという答弁もあつたりするんですよ。このときの答弁でいう言い方ですると、答弁内容を、議事録を見る限りだと法にのっったのをやった状態での答弁になっているんですけども、結果としてですが、今の特定空家等を認定



されてないですが、危険な状態が、27年完全施行された上で町の計画書も30年にできています、その中でずっと今現在まで対策がされてないということになってしまいうんですが、検討します、努力しますという答弁とはちょっと反する部分になると思うんですけども、この辺はどう考えますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほどから繰り返しますけれども、町条例にのっとって対策を進めていくと。今、法のバックアップを受けているので、本来は協議会を設置して法の後押し、バックアップを受けて対策を進めていくのが望ましいので、この辺はすいません、後ればせながらこれから法にのっとった形で対策を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ちょっと今の内容でもしかしたら答えになるんかも分かんんですけど、法に合うもの、さきにできてますけど条例に合うもの、優先順位としたらどちらを優先するべきものですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 優先順位はご存じのとおり法になります。ただし、ここは言い訳になってしまうので言いたくない部分ではございますけれども、うちの事務のほうが遅れております。ここを今から何としても法にのっとった形に変えて実施していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） すみません、言いにくいことをありがとうございます。この特定空家に関してですけれども、実際に持ち主が特定されてない空き家というのはまだありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現段階の調査で危険だと判断して特定できないものは1件あると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） そういう特定されてないものも含めですけれども、この今空き家に関して、町の協議会を経て、いろいろ手順を追って、最終的には行政代執行で取り壊し等を行った場合の代金の回収等も含めた上で、今までの質問でもいろいろ考えていく等答

弁があったと思うんですが、この辺についてはこれからどういうふうに考えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 空き家の取り壊しの費用についてでございますけれども、これ、町が代執行して実施するというものは所有者に対して何のメリットもない作業になります。できる限り所有者に解体してもらう方が安価に上がるという実績もございますので、まずその辺を所有者によく説明をして説得していくと。ここで何とか実施をしていただきたいと考えています。しかしながら、そういうところで説得できない場合はもう法にのっとり致し方ないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） その上で致し方ないと言われた部分なんですけども、実際に持ち主の懐事情等々もあったりして、やりたいけどできないという人もおったりすると思うんですが、それについて取り壊し等については補助も出すような内容のものがあったりしますが、それ以外に何か何だかの救済等を考えとるものがある、もしくはちょっともう無理じゃという思いがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、話が最初に戻りますけれども、一義的には所有者のものというところに言及すると考えております。ただし、今補助金という形で30万円というのがあります。これからの情勢を見て、そのことは検討していく余地はあると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） これの対応していく上で、今こんなにしつこいというのが実際に先ほども言わせてもらった部分なんですけども、優先順位というのが恐らく町でも持っって対応していかんやいけない空き家というのはそれぞれあると思います。その中で今言わせてもらった生活道に隣接した、僕がぱっと思ひ浮かぶだけで3件ほどあるんですけど、隣接した建物があって、この今言った27年以降の状態のまま危険なまんま立った状態になっています。そこの持ち主も島内の方、島外の方か、僕が知つとる限りではありません。という部分で対応ができないから、持ち主が対応ができないから放置しとつてもええと言われる状態にないように思うのですが、実際に生活道に隣接しとる上で、そこをほんなら通行止めにして人が通らなかつたら安全じゃないかというものではないと思う

んですけども、そんなところに対しての危険度、認識等というのはどのように思っておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 一般公道において接している建物について危険なというのは当然我々も認識をして、お手紙を出したり説得を続けているところです。これが今まで少しぬるいというような状況にもご指摘を受けておりますので、今後は法にのっとって適正に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） できるだけ早い対応していただきたいと思います。の上でなんですけど、町協議会、まずこれがないと今の話って何ひとつ進まないものだと思うんですが、実際に竹原市等々も新聞に出たと思うんですが、もうつくって対応していますとかというような近隣の市町もあると思うんですけども、町として協議会というのはいつ頃つくりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先日、竹原市が協議会を設置したというのは、私も存じております。本町においてどうするかっていうところですけども、協議会のメンバーとして関係機関、消防署、警察署、また有識者の大学等の教授等にも依頼をしなければなりません。その辺の同意が得られれば、早ければ今年度までに設置したいと考えておりますけれども、人選、同意が得られるかどうかもありますので、そこは明言はできません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今、明言できませんという部分だったんですけど、結果ですが、似たような答弁がずっと今までのこの数年間ある中で、結果として今言われたようにできてませんでしたという答弁になっとるんですよ。これは早急につくった上で安全は確保しないとイケないと思います。その今の有識者のメンバーの中に構成メンバーとしては、町協議会は町長のほか地域の住民、町議会の議員、法務、建設等の委員15人以内で構成するとありますが、誰か一人でも当たったことありますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 申し訳ございません。現在のところ、まだ内々の事務だけで外部にそれらしい打診をしたことはございません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君）　というのが後手に回つとる部分だと思います。できるだけ早めな対応をしてもらって安全な道路を確保できるような対策をしていただきたいと思いますけれども、重ねてというかもう一遍聞きますけど、いつまでにできますか。

○議長（信谷俊樹君）　建設課長。

○建設課長（藤原通伸君）　今年度中にぜひ設置したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君）　水橋議員。

○5番（水橋直行君）　心強い回答ありがとうございます。ちょっとしつこく言うたのが、今の協議会等がなかったので、前に実際に進んでないと僕は感じました。の中で、できるだけ早めな対応をしていただいて、やっぱり安心な状態にしていってほしいというのと、目に見えてもう崩れていきょうる家そのまま放置されとる。それがまだ奥張ったところなら、安全に対して生活道も関係ないんなら、そこには人は入るなよという区画をするとかという対応で、もしかしたら安全は確保できるのかもしれませんが、やっぱり生活道、人が往来する場所等に関しては、特に直接瓦が頭に当たったらそりゃ下手すりゃほんまに死にます。そういうところをなるべくなくして、ただ協議会でっていう部分のいろんな意見を聞いていただきたいという部分が、今先ほど言った個人のもの、持ち物なので、その人の懐事情が多分往々にしてあると思うんです。それを無理やり金出せというのも、それもやっぱり同じ町民として無理やり金をもぎ取るのはなしだと思ふ部分があるので、人がたくさん入れればいろんな意見が出るといいますので、なるべく早めな協議会をつくった上でいろんな対応策、意見が出るといいますが、そういう対応をしていただきたいというお願いのもと、ちょっとしつこく言わせてもらいました。

ということで、今日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君）　これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君）　本日は2問通告させていただいております。

まず、防災・減災対策についてお伺いいたします。

今年は、熊本県で大規模な災害が発生いたしました。本町においても、数や被害自体は少なくはあるものの土砂崩れなどが発生し、避難情報等も発令されました。過去の統計に基づき、治山、治水の対策等を行われてきたわけですが、近年の温暖化等の影響によります災害の大規模化は統計情報が当てにならない時代に突入していることを示している

と思います。昨日、おとつああたりも台風15号についても、大ききでいうと伊勢湾台風ぐらいしか日本では該当するようなものがないというような。そこで今年度の災害の発生件数、それからその復旧見込み、そして災害が懸念される地域について、次の時代をにらんで安全・安心をどのように担保していくのかお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

今年7月の梅雨前線豪雨による災害発生件数は、住家の床下浸水が4件、土砂崩れ20件、路肩崩壊3件、道路の陥没1件、水路の埋塞13件、倒木8件となっております。この災害に係る復旧見込みですが、道路、水路等の清掃等機能復旧工事はほぼ完了しております。大崎地区の町道、不動根田尾線については災害復旧事業として9月補正予算に計上しており、令和3年3月末までに本復旧工事を完成させる予定です。災害対応としては、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、砂防事業等は今まで以上継続して推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

ついでにと言ったら大変恐縮なんですけど、おとどしの西日本豪雨の際の災害復旧の状況というもの、今ちょっと分かりますかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 30年発生の災害については甚大なもので、時間を要しております。平成30年から平成31年度、それから現在令和2年度においても復旧中で、町道がまだ2件工事未完了、それから農地についても未完了のものが2件あるというふうに認識しております。これについても鋭意努力していきますので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 町内におきましても建設業者数の減少とか様々な要件等ありまして、災害復旧事業がなかなか進まないということも実際に起きているんだろうなと思っております。全国的に見ると建設業界3分の1が減少した、最盛期から比べると3分の1が減少しているというような状況が起きております。また、少子・高齢化に伴います技術者不足ですね。こういったことも実際に起きてきております。これはこの業界だけではないんですけども、そうした中で防災・減災ということで災害に強いまちづくり、もちろんインフラの整備だけでは追いつかないことも確かなんですけども、例えばおとどしの2年前

の西日本豪雨の際には土砂災害よりもうちのまちにおいては浸水被害等のほうが件数的に多かったと思います。この浸水被害、もちろん全部解消できるわけではないんですけども、例えば排水機の大型化であったりとか増設であったりとかそういったことで幾分か解消できる点はあろうかと思うんです。これがもちろんまちのほうでも対応できるところについてはどんどん対応していっていると思うんですけども、そのとき課題になったこと、もしくはその排水機場が使用不能に陥ったりとかそういったことがあったわけですけども、これらについての改善がどの程度進んでいるのか少しちょっとお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員のおっしゃられる一昨年度の災害に対してでございますが、被害を受けた排水機場等については改修の際にもともと設置しておいた高さよりもかなり高い位置に上げて改修というか復旧をさせてきております。それで同じような豪雨が来ても、それ以上の時間耐えられるものとしております。また、そのほかの場所につきましても、それぞれ場所によって要件は異なりますけれども、現在次に向けて検討しているところで、はっきり具体的にこういうものをしていくっていうものは現在検討中でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） これは大昔の話ですけども、塩田政策とか国のほうの事業の関係で干拓地を活用して、それが住宅地に移行してきたような経緯がある。瀬戸内海の島嶼部においてはよくある条件のところだろうと思うんですけども、この低地の治水対策というものが、要はそれとは別でまちの住宅地の対策というようなものでまちが造成し分譲してきたところが浸水被害を受けているとかそういったこともあるわけですけども、これは申し訳ない、合併前の話なんですけども、実際に同じ行政がそういう施策を同時に進めてきた。この矛盾点について解消する方策について何かお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほどおっしゃられた町のほうが過去に分譲した場所につきましては、どのような対策が取れるか、またどの程度の理解が住民の方に得られるかというのを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） もちろん民間で、要は自分の土地で家を建てた人とかそういった人がじゃあいいのかっていうとそういう話ではないんですけども、ただまちが分譲するに

当たって、これ以上の盛土をしないでください、今のままで家を建ててくださいというような条件提示をしながら、そこが浸水被害を受けているという現状があることもよくよく念頭に置きながら、そして一番最初に申しましたけども、過去の統計に基づいた治水対策というようなものでは当然もう想定をはるかに超えるような状況というのが、これが当たり前になってきております。今回の台風もそうですし、熊本の梅雨時期の災害もそうですけども、もう本当に一昔前だったら考えられなかったような降水量が起きるような、これが当たり前として考えていかなければいけない時代が来てると思うんですよね。例えば2年前の災害の際にうちのまちでの降水量、これを解消し得る今の対策となっているのか。これ、再度お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 一昨年の降水量でございますが、約1日で400ミリ以上の雨が降ったわけでございますが、現時点で全てを解消できるものになっているとは考えておりませんが、少しでも被害が軽減できる策を順次行ってまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） そういった箇所も町内においても複数あってなかなか金額も大きな話なんで、同時に進行して解消していくということも難しいでしょうし、じゃあ優先順位をどうつけるというようなこともなかなか非常に難しい話だろうと思います。ただ、先ほど水橋議員の質問でもありましたけども、結局対応が遅れ遅れになっていくと問題はどんどん大きくなりますんで、速やかにこれに取り組んでいってもらいたいと思います。

これで1問目を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 続きまして、2問目、行政の人材不足についてということでお伺いいたします。

職員数の不足から平成28年機構改革、役場の組織改革が行われました。現在の組織体制となっているわけなんですけども、職員数の不足は改善されず、また時代の変化により地方行政の役割は増え、職員が疲弊しているように感じます。近年は採用職員数も増やし、改善に向けた努力はされていると思いますが、職員数は横ばいで、横の連携や課内での情報共有、職員の能力向上など様々な場面で課題も見えるかと存じます。急激に職員数を増やせば将来弊害が出るのは分かるんですけども、なるべく早く平成28年度以前の体制に戻していくべきだと思います。これは私の持論ではありますが、まちの基幹産業

である農業でありますとか第1次産業、これを所管する課の名前が地域経営課。農林水産という名前をきちっと使うべきじゃないかと思うんですよね。やはり運営していくために必要な税を所管するのは税務課であるべきだと思うんです。こういったことをこれから何年かけてどのように解消していくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、本町の職員数につきましては、平成18年3月策定の大崎上島町行政改革推進計画において平成17年4月1日現在の職員数156人を26人削減し、平成22年4月1日現在で130人に。また、平成24年3月策定の第2次大崎上島町行政改革推進計画において平成23年4月1日現在の職員数126人を16人削減し、平成29年4月1日現在で再任用職員を含めて110人とすべく公共施設等維持管理の指定管理者制度の導入、また事務の委託化を推進するとともに併せて事務の効率的な執行を図りながら職員数の適正化に努めてまいりました。また、平成28年度には、閑田議員も言われたとおり、まちの組織体制について簡素で効率的な行政運営と組織の目標到達度を高め、重要施策の一層の推進等を図るための組織体制とするため組織の再編強化を行ったところでございます。

ご質問の平成28年度以前の体制に戻すべきで、これから何年かけてこの問題を解消していくのかということにつきましては、再任用希望職員の長期的な意向、また定年前に退職する職員の意向が完全に把握し切れていなかったことから、平成27年度から昨年度までは職員数が110人を下回った状況となり、臨時的に事務嘱託員の採用により職員数の不足を補ってきたという事実がございます。今年度につきましては、職員数が109名、事務嘱託員から移行した会計年度任用職員10名の体制となっており、職員数が大きく不足しているとは考えておりませんが、引き続き今後定年を迎える職員、現再任用職員の長期的意向の把握に努めながら新規採用職員数を決定し、大きな原因とならないよう職員数の確保を努めて図ってまいります。また、職員個々の能力向上を図るための研修等の充実、人事評価制度の確立や県や他市町との人事交流を進めてまいりたいと考えております。また、まちの組織体制につきましても適宜まちの重要施策、懸案事項等に対応することのできる組織の見直しを行い、課の名称も含めまして限られた人的資源を最大限に活用し、的確に対応できる体制として、これに合わせた人員配置を行ってまいりたいと考えております。

以上です。



○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 答弁ありがとうございます。

大きく不足しているわけではないという答弁をいただいたわけですが、恐らく副町長の頭には、忙しいところもあればそうでないところもあるよってというようなトータル的な見方もあるんでしょうけども、じゃあその忙しいところにきちんと人数が確保できていますか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） それぞれの課における業務量等につきましては、異動前のヒアリング等について把握に努めながら適宜見直しをしていると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 先ほど申しましたその機構改革のときに、課内での再編といいますか所管業務等の割り振りとかいろいろと変更しながらやってきてるんだろうと思うんですけども、もちろんやる必要のない事業については切っていけばいいと思いますし、ただ継続的に必要な事業とか継続的に取り組んでいる、遂行している事業もあるわけですよ。そこに、じゃあその規模を縮小したときに個人に割り当てられる負担というのはまた大きく変わってきますよね。そういった、要は業務量のこと、全部私も見てるわけでもないですし、ただやはり現場へ出ていかなければいけないところ、例えば福祉課とかでもそうだろうと思うんですけども、現場へ出て行って住民に対するサービスであったりいろんな業務をこなした後に庁舎に戻って事務をこなす、そういったところがほとんどなんですけども、これらが結局現場に出ていくということが負担になるような組織の在り方では問題だろうと思うんですよね。あくまでも行政というのは住民に対するサービスですから。今、これが現状どうですかね。例えば建設課です。町道の維持に関してパトロール等が十分に行えているんでしょうか。こういう個別に見ていったときには、結構弊害が出てくると思うんですよね。例えばこれは、広島県なんかはですね、その現場へ出るときに、例えば言った言わんの話になっちゃいけないので職員は必ず2人1組で動きなさいよとか、そう言いながら広島県も現実今できてないと思うんですけども、ただそういう取組の方法を取っているわけですよ。うちが、じゃあそこまでできてますかっていうところ。もちろん県と同じレベルでやれと言ったってそれは無理だろうとも思うんですけども、もうちょっとこれきちっと解消していかんとやっぱり日々の業務に追われていろんな研修とか、例えば先輩職員の職務の仕事の仕方を見て学ぶとかそういったこともあるわけですが

ども、そういった余裕一切ないんじゃないかと思うんですけども。町長、これ、どのように思われます。今、現状きちんと機能しているのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 全ての行政が住民の皆さんが期待されているようにいっているというふうには必ずしも思っておりませんが、組織的な課題もあるというのも分かります。ただ、これからの時代に即した組織体制というものをこれからつくっていくというのは大きな課題かなというふうに思いますし、今私たちのまちが、その行政が本当に効率的にできているのかというと、今日も傍聴の方たくさんいらっしゃいますけども、ご指摘もたくさんあるんだろうなと。そういう改善点もしっかり正していくっていう、直していくということも必要であると思います。そして、これからの行政の在り方というのは行政のデジタル化というのが今言われてますけども、そういったところにもしっかり取り組みながら組織体制をしっかりしていくっていうのは大変重要だと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） デジタル化、私はまちにはあまり必要ないと思うんです。例えば都道府県とか国とかが進めていくのは当然意味があることだろうと思うんですけども、一番住民に近いところで住民に根づいたサービスをする、市町、村といったようなところは、今現状でデジタル化されているもの以外じゃあどれだけのサービスができるのっていうこともある。もう一つ言えば、デジタル化すればするだけ人は要らなくなるんですよ。役場の職員として採用するのも雇用確保の一つじゃないかと私は思うんですよね。そういったことを考えたときにはやっぱり必要な人数、人材はきちんと確保していくべきだと思いますし、例えば今年も技術職として土木専門職の募集をかけたかと思いましたが、建築も必要だろうと思うんです。これがきちんと専門職が、1人でいいですよ、1人いれば。ほかの議員さんが建築工事に関していろいろと質問されておられましたけども、きちんとチェックをできる人が職員として1人おればもっと機能するんじゃないかと思うんです。そういったことも含めて人材の確保というものをもう少し機能的にやっていければいいのではないかなと思います。そうかといって、じゃあ来年10人採りなさい、20人採りなさいとかというような話でもないんで、やはり長期的な計画というものは考慮しなければならないとは考えています。しかし、職員の皆さんがきちんと能力の向上を図りながらきちんと職務を遂行していける、そういった体制づくりを求めておきますので、今後の課題とされるようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1 番（尾尻康二君） それでは、本日一般質問 2 問をお願いいたします。

まず、第 1 問目なのですが、瀬戸内グローバルアカデミー校の支援体制はということでございます。

アメリカにあるアトランティック大学との連携高等教育機関、瀬戸内グローバルアカデミー校が 4 月から開校となりました。一般社団法人 AUST が運営母体であり、当町はふるさと納税基金に AUST を支援する特別枠を設け、支援を続けて開校の大きな役割を担ったものと考えております。4 月に発行の町広報紙によれば、1 年間大崎上島の当校で単位を取得すれば、2 年目からアトランティック大学の 2 年生に編入できる制度があり、授業は世界中から多彩な専門家が集まり、学生の視野を広げるための科目が展開されるとあります。特別な建物も教室もない学校で、大崎上島をキャンパスとし 10 から 20 人の少人数の学生に質の高い学びを提供する学校と紹介されております。大崎上島町は、教育の島構想の一環としてふるさと納税資金により AUST の支援を続けていくものと思っておりますが、コロナ禍の中、第 1 期生は 3 名の入学で少人数となっております。このため学校運営も厳しい状況にあると思われま

そこで、現在の学校の体制、授業内容、学生生活、学校運営はどのようになっているのか。また、今後の町の支援継続についてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

学校の体制につきましては、瀬戸内グローバルアカデミーは質問のとおり学校法人ではなく、一般社団法人 AUST が設立、運営する私塾で、この塾は沖浦地区の旧ペンションを活用し、開校しております。学生生活につきましては、4 月から 3 名の学生が全国から集まり、共同生活をしながら島特有の仕事にも携わり、大きな学びを得ているとのことで

す。授業内容につきましては、4月から8月までは集中的に英語を学び、この9月から来年8月まではそれぞれの専門家によるアメリカのアトランティック大学認定科目の授業を受けます。学校運営につきましては町は関与しておりませんが、全国の一般社団法人AUSTの顧問、理事、幹事の責任のもと、経営方針を定めて運営しております。また、8月には来年度に向けたオープンキャンパスをオンラインにより3回実施し、今後も月1回は実施される予定とのことです。詳しい内容につきましては、瀬戸内グローバルアカデミーにおいてホームページが開設されておりますので、ご覧いただけたらと思います。

今後の町の支援につきましては、現時点では瀬戸内グローバルアカデミーの設立、運営に関しまして町からはふるさと納税の指定寄附を財源とした支出以外はありませんが、可能な範囲内で支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今、説明をいただいたんですけど、学校法人でなく私塾のような形でAUSTが運営されているということなんですけど、今、長尾先生が1人ずっと就いて指導されていると思うんですけど、今までAUSTに対しては五、六年前ですかね、からされてると思うんですけど、どの程度の今の支援をされてきているんでしょうか。金額的なものですが、ふるさと納税資金で。そこらちょっと質問には入れてなかったんですけど。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 誠に申し訳ありませんが、ちょっと資料のほうがないのでちょっと金額的なものは現時点では把握できておりませんが、国庫補助金等を活用しました昨年度までのサマースクール等に対して、そういったものに対して補助をしてまいりました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それとアトランティックの9月からは認定の科目を学習されるということなんですけど、この科目を1年にわたって学んで次のアトランティック大学の2年に編入するという、1年学生を預かるという私塾という形ではよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員のおっしゃるとおり、そのように認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） さっきも言ったようなんですけど、今の経済的にもコロナが今年出ましてから、当初6名の学生さんということで聞いとったんですが3名になったということで、今後ちょっと運営も先ほどと同じですけど大変だと思うんですけど、そこらの支援体制というんですか、今のふるさと納税の資金でやられて別途を考えとるというような、これから検討するということなんですけど、どういう状況で今のこの学校を支援していこうと考えられとるのか。まだそう詰められてはないとは思いますが、それでもうこれからどんどん学んで、またアメリカのほうへもそっちへ転校できるような時期にもなってきますし、1年ごとにまた次の学生さんを募集するということなんですけど、そこらの今の町の支援体制というんですか、それをもう一度ちょっと教えてもらえたらと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 瀬戸内グローバルアカデミーの運営につきましては、尾尻議員おっしゃるとおり、今年度は3名の入学ということで瀬戸内グローバルアカデミーとしては運営については苦慮していることとも思います。その人数を増やすために先ほど申しましたとおりオープンキャンパスを開いたり、これからも月1回実施していくということで生徒の募集に力を入れていると感じております。町の支援につきましては、現時点では財政的な支援はふるさと納税の指定寄附以外には税制的なことに対しては現時点では考えておりません。可能な範囲といいますのは、町の例えば施設の空いているものとかを利用したりすることに対して支援ができるものがあれば、それについて検討して支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今、財政的な支援はもう今のふるさと納税の特別枠だけでやって、校舎とかそういうものを、空いてる施設を提供していったりすることを考えておるといことなんですか、学生さんが増えた場合ですね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） おっしゃるとおり、現在町が管理している財産につきまして空いている等がありましたらその施設について検討して、使用ができるものであれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今、なかなか大変な状況がこれからも続くと思うんですけど、できる範囲で、あんまりちょっと町民の皆さんの意見もよく聞きながら、やっぱりいろんな意見もあります。そこらで慎重に取り組んで、そりゃあ教育の島の一環としてやっぱり世界に出ていく人材を育てるということで今の町長の方針には沿ったものの事業だと思われまますので、そういう形で支援を続けて、いい体制になるように祈っております。

これで1問目の質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それでは、2問目なんですけど、道路の改修の要望ということでちょっとお願いしたいと思います。

海星高校の奥にある本郷区の畑地が集積している地区に、現在有害鳥獣、イノシシですね、対策のモデル地区として、地域経営課、JAの指導によりメッシュフェンス、電気柵を材料補助により未設置地に設置し、農地を取り囲み、侵入を防ぐ事業が取り組まれております。同事業と併せて廃園地の除草も行い、農地の復旧も行われているところです。また、同地区には数軒の住宅もあり、同地区の中央部にわたる町道は生活道、農道として利用されており、今後農地の復旧も進み、道路利用も増加するものと考えております。しかし、同町道は道路幅が狭小で救急車の通行も困難となっており、また道路面、道路敷が老朽化により損傷が進んでおります。改修が急務となっている状態です。

そこで、今回当地区は、イノシシ対策事業の実施により農地の保全も図れ、また平坦地が多くレモンの植栽地も多いので、当町が現在広島県の事業により進めているレモン団地として追加整備して、併せて道路整備を行ってほしいと思うのですが、検討できないか伺いたします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 尾尻議員の有害鳥獣対策モデル地区を広島県事業によりレモン団地として整備の検討ができないかについてお答えします。

有害鳥獣対策モデル地区をレモン団地に整備する事業としては、農地中間管理機構関連農地整備事業があります。主な要件として、整備面積5ヘクタール以上、農地中間管理機構が借り入れた農地で借入期間が15年以上、対象農地の8割以上を担い手に集団化しなければなりません。事業の採択条件を考えますと、モデル地区を県に要望することは難しいと考えています。現在、広島県において大崎東地区畑地帯総合整備事業により令和3年

度までレモン団地を整備しています。まずは、令和3年度まで大崎東地区のレモン団地を完了させることが優先されると考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今、大崎東地区のレモン団地の造成中ということで造成を急いどるといことなんですけど、それが2年後ですかね、完成すると思うんですけど、今ちょっと対象面積も造成が難しいところも出ているというのを聞いとるんですけど、そこらを今のIターンで来られて農業後継者の方もこの本郷の地区でも大分農地を借りてやられる予定があるんですけど、そこらのほうで利用ができないものか。その辺の検討はできないものでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今、レモン団地の畑地帯総合整備事業で整備した地域もIターンの方がたくさん入られています。若い担い手にレモン団地で営農してもらおうということは検討していますけれども、今本郷地区のところは現在高齢の方も営農されています。その方たちもまた担い手として町が認めないとなかなかこの事業が進まないのので、8割以上を若い担い手に譲るってところをまず検討しないといけないというところがハードルとなっておりますので、地権者または営農者の方たちとも検討して、またやるかやらんかということを検討したいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今のレモン団地の事業じゃちょっとなかなか難しいところが多い状況だというのは分かります。分かりました。それを先ほどから私も質問したときのことので、この今の町道の改修なんですけど、相当老朽化して通行も非常に難しいような状況になってるんですけど、ちょっと近隣のほうへ大きい道があるからなかなかこの整備も難しいということはいわれとるんですけど、その辺は検討できないか、どうでしょうか。建設課長さん、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路事業については、まずその道路の利用状況を調査して、その道路が拡幅が必要なのか、また現在の道路で修繕で対応できるのか精査をして必要な道路は順次整備していくことが必要と考えますので、まず利用状況を把握してから検討したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） この該当する道路についてはどのように、前からもちょっと検討していただけないかという話はいつとると思うんですけど、今の検討状況はどうなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路幅員については必要十分というか余裕はないけれども通行車両は通れると考えております。ただ、舗装面については傷んでおりますので修繕が必要なので、順次修繕が必要というふうに認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今、修繕が必要な認識していただいとるようなんですけど、これはやっぱりまとめてきれいに舗装状態でできないものでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 舗装が必要という認識はございますが、それは優先順位をつけて計画的に進めたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） もう優先順位も来てるような状況だと思うんですけど、町道からいいますと。その辺もぜひ検討して前向きに進めてもらいたいと思います。返答は結構です。

これで2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻康二議員の質問を終わります。

続いて、前田 太議員の質問を許します。

前田議員。

○8番（前田 太君） 本日は1問、これからどんどん普及していくであろうマイナンバーカードの普及の問題点ということでお伺いしております。

マイナンバーカードのICチップには、税、年金の情報や病歴などプライバシー性の高い情報は記録されないし、それらの情報はカードからは判明しないと伺います。記録される情報は、券面に記載されている情報や公的個人認証の電子証明書等に限定されているようですが、特定個人情報の保護をはじめ、町民にはまだまだ理解不足や不安もあります。これから普及に対してどのように取り組まれていくのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。



○住民課長（柿本賢士君） 前田議員のマイナンバー普及の問題点はこの質問についてお答えいたします。

大崎上島町では、マイナンバーカードについて平成27年度の制度開始以来、制度内容のチラシの各戸配布、高齢者サロン等での説明、町広報、ホームページの掲載等周知を図ってまいりました。窓口業務においては、転入転出時に制度の周知をご案内しております。本年3月には大崎荘へ出張申請受付を行い、7件の申請を行いました。また、9月以降大崎福祉会と連携し、出張申請受付を検討しております。交付状況は、7月末現在で全国で18.2%、大崎上島町は18.9%です。ご質問の普及の問題点についてですが、個人情報漏えいへの警戒感、メリットの少なさ、申請手続の煩雑さなど高齢者を中心に制度への不安や必要性を感じないことがあると考えます。今後、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能となることも踏まえ、制度を正しく理解していただくため、窓口での説明、出張申請、広報、ホームページ等でマイナンバーカード、マイナポイント事業の周知を図り、住民が不安を抱くことのないよう努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） これは通称番号法とか呼ばれておられますね。これは個人情報保護法の特別法としてナンバーカード、マイナンバーですね、これがございます。これは異なる分野に属する情報をこれらが同一のものに係るものであるかどうかを確認できるものとして整備、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続、その他利便性の向上ということが冒頭うたわれております。先ほど課長さんの説明で普及に関しての取組というのはよく分かりました。ただ、ここでもう一点確認させていただきたいんですが、地方公共団体の責務として国との連携を図りながら自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するというふうにうたわれております。そのあたりの取組はどのようにされていくんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） マイナンバーカードの利用についてですが、マイナンバーカードの利用範囲は、収集、保管などは法令で厳しく制限されており、手続を受け付ける行政職員だけがその手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されております。また、マイナンバーで個人情報を一元管理することはなく、国や自治体等各機関が業務に必要な情報を管理をする分散管理を採用しているため、仮に1か所でマイナンバーを含む個

人情報が漏えいしても全ての個人情報を抜き出すことはできない仕組みとなっております。大崎上島町のマイナンバーカードの利用については、まだコンビニ交付等も利用できませんし、今現在では保険証としての利用もまだできておりません。そのことから、住民の皆様にはカードをつくるメリットというのが今現在感じておられないかと考えておりますが、先ほど申したとおり健康保険証等の利用も希望の方はご利用できるということもありまして、制度の内容については住民の方が不安を抱くことのないよう十分説明してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 今課長さんのご説明をいただきました。まだまだこれからの制度ということになっていくと思います。一番心配されるところは個人情報漏えいということになるんですが、先ほど一元管理ではなく、コンピューターも1台だけで管理しているわけではないというふうな認識でおります。これから先、普及していくに当たり、そのような情報保護を周知して町民の皆さんに広く普及していくようお願いして、質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで前田 太議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

9日も9時から開会いたします。よろしく申し上げます。

午後1時28分 散会